

令和7年4月1日より、栃木県内統一様式の使用を開始します。令和8年3月31日では移行期間(旧様式との併用期間)とし、令和8年4月1日からは新様式で運用させていただきますので、順次、新様式への移行をお願いします

- ・用紙の大きさはA4サイズとします。紙質は問いません。
- ・すべての書類において、申込者の署名捺印が必要です。

変更となる書類

給水装置工事申込書(県内統一様式)

従来の設計審査申請書は不要となります。

立面図・平面図(県内統一様式)

材料は、分岐からメーターまでとメーター下流側にわけて明記してください
案内図や平面図・立面図、使用材料等書ききれない場合は、別紙に記載して提出してください。(様式は問いません)

土地・家屋使用承諾書(県内統一様式)

土地家屋使用承諾者の署名、印鑑登録証明書の添付及び実印の押印が必要です。

給水支管設置承諾書(県内統一様式)

所有者が多数存在し欄が足りないときは、複数枚提出してください。
所有者本人の署名捺印が必要です。

給水装置工事取消届

給水装置工事設計変更届(県内統一様式)

代理人・管理人届(県内統一様式)

※添付書類は個々の内容によって変わります。

詳細は工務係までお問合せください。